が

U

た

接お

るは

情どと

す 順

心きの

育い小 ん人さ でにな 倫理研究所が多数 い手事 きを柄た差で いしも

でる、



ですよ。ですよ。ですよ。ですよ。ですよ。ですよ。ですよって 順は「情けた」と投げ出し 調したの それが、 それが、 ません ŧ な んわ できないとは思いとは思い のべ困けとくは我でるった、なっに 胸がるこ るて日い ての手りな返 だいでい 思いで伝まんっ

0) 頭し のか は思いませた。 しし周にい らお囲はた へとうことう! み順のしチ 人き をは人らエ なり 取 とは つ嫌嫌がい #

1/ +

建設業法上の金額要件の見直し

要件緩和で技術者の非専任額の引き上げへ

昭和28年6月1日から「管理技術者の配置要件」と 「技術者の専任要件」がそれぞれ緩和されました。

特に主任技術者の配置義務の要件額が土木・建築とも に引き上げられることで、技術者の兼任の可能性が高ま ることになります。

6月1日からの技術者制度見直しの具体的内容は、特 定建設業許可と管理技術者の配置が必要な下請け契約の |請負代金下限額を、これまでの 3,000 万円(建築一式は 4,500 万円)から 4,000 万円(建築一式は 6,000 万円) 未満まで拡大しました。

また、技術者の専任が必要な請負代金の下限額もこれ までの 2,500 万円 (建築一式は 5,000 万円) から 3,500

ういたや険し

こととで気があ

は必のりま

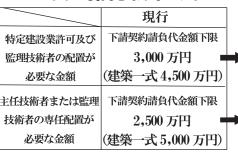
号がれすは

であ替

万円(建築一式は7,000万円)まで引き上げられました。 いずれも、物価上昇や消費税の増税分などを踏まえた 対応で、1994年度に制定された技術者配置要件額は22年 ぶりの変更となりました。

もいり

はみと



改正後 下請契約請負代金額下限 4,000万円 (建築一式 6,000 万円) 下請契約請負代金額下限 3,500 万円 (建築一式 7,000 万円)

法律や税制の

改正や

なごの あなた (相談者) なごのた ぎの ごな のた の合 てけ最間と近、 し資あ: て産る利そ こだいぶ長いんだいがよいうちの実家が空きです! でが地さんトうい たの地さな も特にれに 固定資産税が は、 は、 は、 は、 ないっていう法律できれたによっていて、 をももられたのです。 ないっていう法律である。 が、会にないのではないのではなったんだかられたがある。 なったんだかられたがある。 の例つてあ でへいいる す割てなの 5いかれ今 上がる とがる とがる とがる 引も、建 こ件近 とにい る国のさてで っだ 律でなんに地 空 専門家、または各役所へご相場の会話の再現です。法律田場の会話の再現です。法律田省略させていただいておりま省略させていただいておりま なご あ ŧ な な 0 まをめる::ではは固長:丈:ねのし境の:高 す行にい空危す違法定い簡夫う。建てなでいく 物おどはえなもぇとと こ詳て入を家 よしいれ危に くのあれる。来年

が話がき心

あで上家は

のがるしき

ご現言おせ

っ不全ま

るにる

な

場なた周

合るめ辺が

で状放のる

て適をせす

どのように関係があるの?具体的に自分の暮らしに 話を聞いてきました「なごの相談所」で名古屋市西区にある マ

 \mathcal{O} なごの相談所

(1)

?かそもの

定なだ。

はゃ

らうので

固なでは

°よ ろ

名古屋市西区那古野 1-13-1 電話 052-565-1501 FAX. 052-565-1502 E-mail.plus-a@mediacat.ne.jp なんでもお答えします

支配人 山口徹

相続豆知識

その1

⇒ 相続人は誰か

こんにちは。司法書士の林清忠です。今回は「相続人は |誰か?」と題してお話しさせていただきます。どうぞよ ろしくお願いします。

相続が開始した場合の相続人は次のとおりです。

第1順位 子(養子も含む)及び 子の代襲者(つまり孫) 第2順位 父母(養親も含む) か 祖父母

|第3順位 兄弟姉妹及び兄弟姉妹の代襲者(つまり甥姪)

配偶者は常に相続人となります。常に相続人となりま |すが、単独相続となるわけではありません。第3順位の 兄弟姉妹及び甥姪がいなくてはじめて単独相続になりま

相続分は、それぞれ次のとおりです。

配偶者と第1順位の者が相続人の場合

配偶者の相続分は2分の1

配偶者と第2順位の者が相続人の場合

配偶者の相続分は3分の2

配偶者と第3順位の者が相続人の場合

配偶者の相続分は4分の3

The complete idiots guide to MBA basics by Tom Gorman 世界一わかりやすい MBA 入門講座 トーマス・ゴーン著

4. 販売目標を マーケティングプランへと反映させること

あらゆる企業は成長したいと考えている。すなわち、翌年の売上 高を常により高くしていくことである。売上高を増大させるために は、いくつかの方法がある。

4-1. 価格を上げる

価格を上げることは、売上高を上げる最も単純な方法であるように 思われる。あなたがやるべきことは、価格を5%上げることである。 そして、あなたが今年売ったのと同じ量だけ製品を売れば、あなたの 売上げは、5%増加するのである。素晴らしいでしょう。

ここにたった一つの問題がある。価格抵抗である。顧客により高い 価格で買ってもらうことは、MBA 的な戦略とは言えない。顧客たちが 同じ商品により高い価格がついているのを見たら、もっと安い価格で 買える店を探すか、あるいはその商品を買う数や量を減らすか、買う のをやめようとする。彼らは、また、あなたの販売員と駆け引きをす **ふであろう。**

もし、あなたが、市場支配力を持っているのであれば、すなわち、 あなたにはほとんど競合他社がおらず、あなたの顧客に他の選択肢が ないのであれば、あなたが価格を上げることに問題はないだろう。し かし、これはあなたが長期間あてにできる戦略ではない。絶えず意の ままに価格があげられる製品は、すぐ競争を引き起こす。また顧客た ちは、しばしば、自分たちから金銭を巻き上げていると考えている企 業とは付き合わなくなる。

4-2. 既存の顧客により多くの既存の製品を売る

この考え方は、結局、製品を積極的に売ることを意味している。そ して、これは上手くいく可能性がある。このことは、最良の見込み客

林清忠司法書士事務所 司法書士 林清忠

TEL:0568-35-7161 FAX:0568-35-7162

第1順位の者が相続人の場合は、養子や孫も含め、相 続人が誰であるのかは比較的容易に分かると思います。 第2順位の者が相続人となる場合も比較的分かりやすい と思います。なかなか分かりにくいのが第3順位の者が 相続人となる場合です。分かりやすくするために箇条書 きにしてみます。

①父母の双方が同一の兄弟姉妹 もちろん相続人です。 ②父母の一方が同一の兄弟姉妹 相続人です。但、相続 分は①の2分の1です。

③甥姪が相続人となる場合は、被代襲者である者が受け るべき相続分です。

ここで言う兄弟姉妹とは、父母の双方又は一方が同じ 者を言います。例えば、自分が死亡して、子も親もいな い場合には、兄弟姉妹が相続人となりますが、もし、自 分の親が養親として、誰か「他人」と養子縁組をしてい た場合は、その「他人」は兄弟姉妹となり、相続人とな ります。しかし、第3順位の相続人には、遺留分があり ませんので、遺言の効力をそのままダイレクトに反映で きます。自分の子がいなくて、配偶者がいる場合は、残 される者のために遺言をしておいた方がいいのかもしれ ません。

は、既存の顧客であるという合理的な考え方に基づいている。

この戦略は、既存の顧客があまりよいサービスを受けていなかった り、あなたの製品の品揃えがより豊富な場合、あるいはその両方の場 合によく効く可能性がある。もし、あなたが既存の顧客との付き合い がそれほど深くなかったり、売るべき広い製品ラインをもっているな らば、それらをクロス・セルする、すなわち、彼らへ他の製品も勧め る機会が豊富にある。

あなたはまた、自動的に購買や請求を行うためのエレクトロニック ・システムを使って手はずを整えることで、数量割引を提示したり、 顧客をあなたへ惹き付けておくことが可能である。あなたが自社とビ ジネス上やれることは何でもやるべきである。

4-3. 新製品を既存の顧客に売る

たとえあなたが頭の中で顧客を満足させることを考えても、他社の 誰かが、さらによりよいものをより安く提供提供することで、顧客を 満足させる方法に取り組んでいるのだ。だから、あなたはいつも、顧 客のニーズに応えるように、既存の製品を改良し、新製品を開発しな ければならない。

既存の顧客は新製品一とりわけ前の製品を売っていたときにあなた が気づいた問題を解決する製品一の最も有望な見込み客であり得る。

4-4. 既存の製品を新規顧客に売る

新規顧客の開拓はやめるべきではない。最も成功している企業でさ え、年々、幾人かの顧客を失うのである。あなたの最も大口の顧客で さえ競合他社のよりよい製品や価格の出現、販売員とのトラブル、あ るいは、単に他の製品へ変えたいという欲求など、幾つかの理由のた めに、あなたのもとを去ることになるかもしれない。

もともと業務用の市場のために作られた製品を消費者市場で売る。 台所用品やオフィス・サプライ用品は好例である。 (次号に続く)

ま細用

は当相談所、 相談所、 相談所、 おす。また、 なず。また、